

空き家対策総合支援事業

今から
はじめよう!

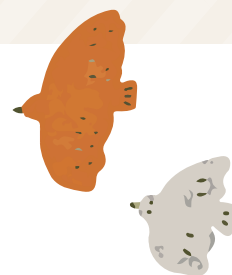
住まいの 終活ハンドブック



大館市

NPO法人 あき活Lab

はじめに



終活とは、
「人生の終わりについて前向きに考える活動」です。
今は大丈夫でも、将来的には家族の負担になるかもしれない。
そんな「**住まいの終活**」を、一緒に考えてみませんか。

これから訪れるライフステージの変化に向けて、みなさんはどのような備えをしていますか？

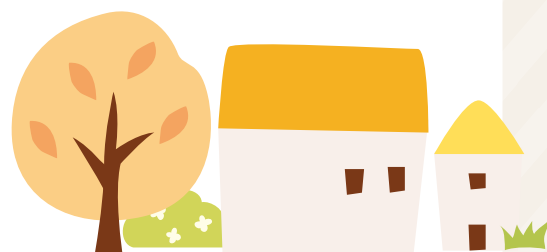
退職、親の介護、子ども世帯との同居、入院、施設への入居、そして誰しもが迎える人生の最期のとき。

様々なライフステージの変化の中で、ご自身が住まなくなった後のお住まいを想像してみてください。

思い出が詰まったお住まいが、「空き家」のままになってしまうことはありませんか？

住まいの終活によって、大切な住まいであり資産でもある、自宅や不動産を手放すことは、勇気が必要かもしれません。しかし、これは決してネガティブな活動ではなく、**家族の将来の負担を軽減**できるメリットもある、前向きな活動です。

「備えよ常に」 早めの準備をして、お住まいの終活を進めていくことが大切です。本ハンドブックには、そのために必要な情報を記載しました。住まいの終活ハンドブックを活用して、「住まいのこれから」を一緒に考え、実践していきましょう。



目次

1. 管理	2
2. 家財整理	4
3. 解体	6
4. 売却・賃貸	7
5. 相続	8
6. 認知症に備える	10
7. 「住まいの終活」ノートを作成してみましょう	12
1) 自分自身のこと	12
2) わたしの家系図	13
3) あなたのお住まいについて	14
4) 家の維持費にどれくらいかかるか考えてみよう	16
5) 今のお住まいをどうしたいですか	16
6) わたしの思い	17
7) もしもの時の連絡先一覧	17



1. 管理

空き家の所有者などには、適切な管理をする責務があります。

管理が行き届いていないと、景観や衛生面の悪化で、ご近所トラブルに発展する可能性もありますので、適切な管理を行うよう、努めましょう。

① 定期的な点検で適切な管理を

台風や地震など災害のあとはもちろん、月に1回程度の点検で、建物や設備の劣化を早期に発見し、対応することが大切です。

今すぐ確認 !! 空き家管理チェックリスト

- ☐ 定期的に以下の管理を行っていますか。
管理方法 通気や換気／排水設備の通水／敷地内の清掃／庭木の枝の剪定／郵便物等の確認・整理
【冬期の場合】給水管の元栓の閉栓／積雪の状況に応じた雪下ろし【擁壁がある場合】水抜き穴の清掃
- ☐ 建築物全体が傾いていませんか。屋根が全体的に変形していませんか。
管理方法 柱、はりの補修や防腐処理などを依頼しましょう。
- ☐ 外装材などにはがれ、破損や汚損はありませんか。不法侵入につながるような窓の破損はありませんか。
管理方法 はがれた部材などは撤去、補修などを依頼しましょう。
- ☐ 屋根材のはがれや破損はありませんか。軒の脱落、傾きなどは生じていませんか。
管理方法 はがれた部材などは撤去、補修や防錆処理などを依頼しましょう。
- ☐ 柱、はりなどが破損、腐朽していませんか。雨漏りの跡がありませんか。
管理方法 柱、はりの補修や防腐処理などを依頼しましょう。
- ☐ 浄化槽の破損や排水設備の封水切れにより悪臭や不衛生な状態が生じていませんか。
管理方法 破損部分は補修を依頼し、封水の注入を行いましょう。
- ☐ 敷地内にごみが散乱して景観を損なっていないですか。腐敗して悪臭や不衛生な状態が生じていませんか。
管理方法 清掃などを行いましょう。
- ☐ 門、塀や屋外階段に傾きや破損はありませんか。擁壁にひび割れ等はありませんか。
管理方法 補修や防錆処理などを依頼しましょう。
- ☐ 立木の幹が腐ったり、大枝が折れたりしていませんか。枝がはみ出して、通行障害などになっていませんか。
管理方法 立木の伐採、枝の剪定などを行いましょう。
- ☐ 動物が棲みつき不衛生な状態や悪臭、騒音が生じていませんか。隣家等への侵入は見られませんか。
管理方法 駆除などを依頼しましょう。

参照：国土交通省ホームページ

②近隣に連絡・あいさつをしておく

ご近所へのあいさつはとても重要な役割を果たします。空き家である旨と、もしものときの連絡先を伝えておきましょう。ご近所に空き家の存在を理解してもらうことで、異変があった際に連絡をもらえたり、地域の目が自然と空き家を見守ることにつながります。

③火災・地震保険の加入について確認しておく

いま加入している火災保険が空き家を対象としているものか、保険会社に確認しておきましょう。火災保険のメニューによっては、水漏れや軒折れにも対応することができますので、加入をおすすめします。

④自分で管理するのが難しい場合は、**管理サービス**を利用する

ご自身やご家族での管理が難しい場合には、事業者が点検・管理・清掃などを代行する、空き家管理サービスの利用を検討してみましょう。不動産会社や便利屋が空き家管理サービスを提供しています。

遠くにも
安心サポート!

大館市ふるさと納税 シルバー人材センターの空き家見守りサービス

大館市シルバー人材センターでは、大館市にある空き家の見守りを実施しています。

作業内容

- ・ 家屋の破損状況等の目視確認
- ・ 雑草繁茂の状況確認
- ・ 庭木の確認など

追加オプションで、除草や除雪を依頼することもできます。

プラン

年1回寄付金額	6,000 円
年6回寄付金額	28,000 円
年12回寄付金額	54,000 円

※金額は令和6年6月20日現在の情報です。

詳しくはウェブ検索!!

🔍 大館市 ふるさと納税 空き家管理



2. 家財整理

空き家の売却、解体にあたって、「荷物が多すぎてどう処分すればいいかわからない」という相談が多く寄せられます。

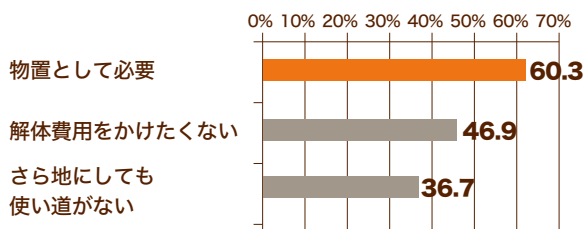
ご自分が住んでいる家が将来空き家になるかもしれない、という方は元気なうちに家財等の整理をしておくことをおすすめします。

住まいの
終活コラム

空き家を空き家のままにしておく理由「物置として必要」

国土交通省が令和元年に行った「空家実態調査」によると、空き家をしている理由で、最も多いのは「物置として必要だから」というもの。

“親や家族の思い出の品”を整理できない、実家を片付けに行っても、やり切れずそのままして戻る、といったことのようにです。家族の負担を減らすためにも日頃から、家財の整理に意識を向けてみましょう。



まずは、**お住まいの家財整理**を
どの程度行えているか確認してみましょう

Check List

- ☐ 生活の中で出るゴミを溜めずに捨てている。
- ☐ 玄関まわりや室内の通路にはものを置かず、動線を確保している。
- ☐ 不要な大型の家財(家電製品・タンスなど)は処分している。
- ☐ 新たにものを買うときは、使い終わった後のことまで考えている。
- ☐ 独立した子どもたちの部屋など、使用していない部屋は整理し、不要なものは処分している。
- ☐ アルバムや写真、趣味の収集品、思い出の品など、今後も大切にしたいものはきちんと整理・保管している。
- ☐ 大切な人に譲りたいものは、事前に家族や相手方と相談している。

■ 家財整理の方法

大館市家庭ごみの
正しい分別表 —



家財整理の方法は、①**事業者**に依頼する方法、②**ご自身または家族・知人など**で実施する方法の2通りあります。自室はご自身で整理しそれ以外を事業者に依頼するなど、両者を組み合わせることも可能です。以下の実施主体による違いを参考に、ご自身にあった家財整理方法を考えてみましょう。

なお、お住まいを売却する場合には家財を残したまま売却する方法もありますので、不動産事業者などに相談してみましょう。

	事業者	ご自身または 家族・知人など
メリット	- 作業日数 & 時間が短く終わる - 大型家具や重い物の運び出しが不要 - すべての作業を委ねられる	- 自分のペースで片付けを進められる - 安く済むことがある - 作業をするうちに気持ちの整理もつきやすくなる
デメリット	- 費用がかかる - 気持ちの整理をつける時間がない	- 時間がかかる - 労力がかかる - 大きな家財道具が運び出せない

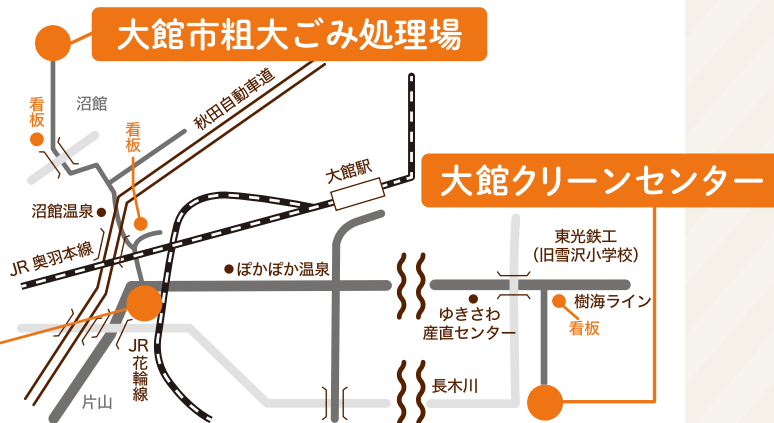
■ 大館市エコプラザ

エコプラザは、市営のリサイクルショップです。家具・家財、自転車、チャイルドシートなど、再利用可能なものを無料で受け入れ、簡単な清掃や修理を施し、安心価格で販売しています。

大館市エコプラザ

所在地 大館市字沼館道南40-12
休館日 月・火曜日・12月29日～1月3日
開館時間 10:00～19:00
TEL 0186-59-6340

大館市エコプラザ



■ 大館市のごみ処理施設

大館市粗大ごみ処理場

所在地 大館市沼館字下堤沢130-2
休館日 土・日曜日及び12/31・1/1～1/3
開館時間 8:40～12:00 / 13:00～16:30
TEL 0186-49-0727
※有料

破碎ごみ
埋立ごみ
粗大ごみ

大館クリーンセンター

所在地 大館市雪沢字又右エ門沢49
休館日 土・日曜日及び12/31・1/1～1/3
開館時間 8:40～12:00 / 13:00～16:30
TEL 0186-45-3900
※有料

燃やせる
ごみ

3. 解体

今後、住む予定や使用する予定がなく管理することが困難な場合は、解体するのも“管理の行き届かない空き家”にしないための一つの方法です。

● 解体を行うメリット

- ・ 空き家を管理する必要がなくなり、費用面や心理面での負担が軽減される
- ・ 土地が売却しやすくなる
- ・ 土地を売却し現金化することにより、相続人で遺産分割しやすくなる
- ・ 更地にすることで跡地を有効活用できる

● 解体業者を選ぶ際の留意点

解体工事は、延床面積や家の構造のほか、浄化槽などの特殊な設備の有無、建物前面の道路幅、建物へのアスベスト（石綿）の使用の有無などにより費用が変わります。

加えて、年々解体費用の相場が上昇している点にも留意が必要です。

①国土交通大臣や知事から建設業の許可を受け、許可を受けた業種に解体工事業が含まれていること。

②建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく県知事の登録を受けていること（建設業の許可を持たない事業者が秋田県内で解体工事を行う場合）。

※建設業法では、工事を行う際に書面による契約書を取り交わすことが定められています。

● 解体費用シミュレーター【大館市版】（株式会社クラッソーネ 提供）

スマートフォンやパソコンから10個の質問に答えるだけで、遠隔地からでも解体費用の相場が把握可能なサービスです。過去9万件の見積もりデータをもとに概算費用を算出しており、個人情報の登録をすることなく利用することができます。

※ 「離島」「傾斜地」「前面道路の高低差など重機搬入が困難な接道」「べた基礎」「茅葺」「火事」「アスベスト除去必要」などの物件は、解体費用が大幅に高くなります。

※ 現地調査による正式解体見積もり費用と差異が発生しますので、ご注意ください。

※ 本結果は解体費用を保証するものではありません。



4. 売却・賃貸

■ 売却、賃貸を比較してみよう

	メリット	デメリット
売却	・ 空き家の維持管理費用、手間が不要 ・ 一時的にまとまった収入が得られる ・ 現金化することにより相続人で、遺産分割しやすくなる。	・ 売却先を探すのに手間がかかる ・ 希望価格で売却できるとは限らない ・ 接道や立地条件によっては売却できない場合がある
賃貸	・ 定期的な収益が期待できる ・ 建物を持ち続けられる ・ 換気や通水等の家の管理を自ら行う必要がなくなる	・ 賃借人がいないと収入が見込めない ・ 入居者との間に家賃滞納等のトラブルの可能性 ・ 入居可能な状態に保つ必要がある ・ 空き家の状態によっては、大規模なリフォームが必要となる

■ 売却の方法

不動産会社に依頼することで、安心安全な取引ができるため、まずは、お近くの不動産会社に問い合わせを試みることをおすすめします。しかし、不動産会社で売りに出してもなかなか売れない、という場合には、自分で買い手を探す努力も必要です。

不動産会社

- ・ 不動産会社に依頼し、買い手を見つけて売却する
- ・ 不動産会社に買い取ってもらう

自分で買主を探す

- ・ 近隣の方に安く買い取ってもらう
- ・ 掲示板サイトを利用し、インターネットで買い手を見つける

掲示板
サイト

家いちば

<https://www.ieichiba.com>



住まいの
終活コラム

実は不足している！？賃貸一戸建て住宅

内閣府「住生活に関する世論調査」では、約70%の人が「戸建てに住みたい」と希望しているにもかかわらず、戸建賃貸の供給は3%に満たない、ということがわかりました。大家としては、修繕費や賃貸管理の手間など、デメリットを気にしてしまうようです。しかし、近頃では、修繕せず現状のままで貸し、入居者が自分の好みに合わせて改修できる「DIY型賃貸」というスタイルが注目されています。この場合、貸主・借主の合意で、原状回復義務を負わない、とすることもできるため、国交省から出されているガイドラインを参考に、契約書上でしっかりと取り決めをしておくことが重要となります。

5. 相続

● 相続ってなに？

相続とは、亡くなった方の財産を引き継ぐことであり、**亡くなった時点で、相続が発生**します。

● 相続登記とは？

土地、建物の所有者が亡くなった場合、相続人は、「不動産を相続で取得したことを知った日から3年以内」に、その不動産を管轄する法務局に相続登記の申請することが必要です。相続には、法定相続分によるもの、遺産分割協議によるもの、遺言によるものがあります。

遺言による相続登記

遺言書が残されている場合、原則として遺言書の内容に従って遺産分割をすることになります。ただし、相続人全員の合意があれば、遺言書とは異なる遺産分割を行うことは可能です。

【遺言書の種類】

公正証書遺言・・・そのまま相続登記の必要書類として活用できます。

自筆証書遺言・・・家庭裁判所での検認手続きが必要となります。

秘密証書遺言・・・家庭裁判所での検認手続きが必要となります。

【注意】

遺言書には、原則「〇〇に相続させる」の記載が必要です。「〇〇に遺贈する」「〇〇に与える」などの記載では、遺贈の登記になり、通常の相続登記注意が必要です。

法定相続分による相続登記

相続が発生すると、相続財産はいったん相続人全員の共有となり、不動産も各自の相続分がその共有持ち分となります。

いざ実家を売却しようにも共同相続人全員の同意が得られず売却できない、といったトラブル発生の原因にもなるので、極力避けるべきと考えられています。

～法定相続人と法定相続分～

相続順位	法定相続人と法定相続分	
子どもがいる (第1順位)	配偶者 $\frac{1}{2}$	子ども $\frac{1}{2}$
子どもがいない 父母がいる (第2順位)	配偶者 $\frac{2}{3}$	父母等 $\frac{1}{3}$
子ども・父母がいない 兄弟がいる (第3順位)	配偶者 $\frac{3}{4}$	兄弟姉妹 $\frac{1}{4}$
人数で割る		

遺言書がなく、相続人が複数いる場合、「誰が」「どの財産を引き継ぐか」を話し合って決める、遺産分割協議を行い、相続人全員の合意のもと、不動産の取得者がきまったら、相続登記を申請するのが、一般的です。

● 相続登記をしないとどうなるのか

- ・ 不動産を売りたいくても売れない

不動産の売却には、前提として相続登記が必要となります。

- ・ さらなる相続が発生し複雑化する

相続人が死亡すると、不動産を相続できる権利を持つ人が増え、遺産分割協議は困難になります。

- ・ 過料が課せられる可能性も

正当な理由なく相続登記の申請を怠れば、10万円以下の過料に処される可能性があります。

住まいの
終活コラム

相続登記を自分でやるか、司法書士に依頼するべきか

相続登記は自分で法務局に出向き、申請することが可能ですが、以下に当てはまるケースでは、不動産登記の専門家である司法書士に相談・依頼してもらったほうがいいでしょう。

- ・ 遺言書もなく相続人の数が多い
- ・ 不動産の数が多い
- ・ 不動産所在地が遠方（郵送申請もできるが不備があった場合には窓口に行かなければなくなるため）
- ・ 不動産の売却が控えているので急いで相続登記をしなければならない
- ・ 相続税がかかるくらいの規模の遺産がある
- ・ 疎遠な相続人がいる
- ・ 法務局に相談に行ったけどよく分からなかった

他にも、司法書士に依頼することにより、預貯金の解約払戻の手続きや、有価証券の名義変更なども行ってもらえる、などメリットがあります。

日本司法書士連合会が 2018 年に実施した報酬アンケートによると、相続登記の司法書士報酬は、5～15 万円位が目安です。



6. 認知症に備える

認知症の親名義の空き家は勝手に売却・賃貸できない

日本では、高齢化の進展とともに、認知症の人も年々増加しています。2025年には日本の高齢者の約20%が認知症になると予測されています。

親が重度の認知症になってしまい意思疎通が取れなくなった場合には、子どもであっても勝手に親名義の空き家を売却・賃貸することできなくなってしまいます。

空き家を長年放置してしまうのは、様々なリスクがあるため、認知症を発症する前から対策をしておくことが重要といえます。

成年後見制度

成年後見制度には、任意後見制度と法定後見制度があります。法定後見制度では、判断能力が低下した後に、申立てに基づいて家庭裁判所が成年後見人などを選任し、その権限は保佐・後見においては法律で定められた権限を中心に、補助においてはご自身が同意したものとなっています。

対して、任意後見制度では、判断能力が低下する前に、任意後見人となる方やその権限をご自身で決めることができます。ただし、任意後見契約は、公証人の作成する公正証書によって締結する必要があります

	任意後見制度	法定後見制度(補助・保佐・後見)
利用できる方	契約時点で判断能力のある方	補助：判断能力が不十分な方 保佐：判断能力が著しく不十分な方 後見：判断能力を欠くのが通常の状態の方
後見人などの選任の申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見人となる方	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、区市町村長など
後見人などが代理できる行為※	契約内容で自由に決められるが、契約の範囲内に限られる。	補助：申立てにより家庭裁判所が決める。 保佐：申立てにより家庭裁判所が決める。 後見：財産に関する全ての法律行為
後見人などの報酬	契約で決める。	家庭裁判所が決める。
後見人などを監督する人	選ぶ必要がある。	必要に応じて家庭裁判所が選ぶ。

※本人の居住用不動産の処分は家庭裁判所の許可が必要。

生前贈与～判断能力があるうちに、無償で財産を譲る～

無償で財産を譲ることを贈与と言います。父Aさんの判断能力がしっかりしているうちにアパートを息子Bさんに対して贈与すれば、そのアパートはBさんの財産になるので、Aさんが管理する必要もなくなります。売却するときもBさんが自分の判断で行うことができるのでAさんが関わることはありません。

ただし、贈与を行うと財産を受け取った人に対して贈与税という税金が課されます。贈与税は税率が非常に高いため不動産などの大きな財産を贈与するとかなり高額な税金を納める必要があることにも注意しなければなりません。

家族信託（民事信託）～財産を託し、柔軟に管理～

家族信託とは、営利を目的とせず、資産の管理や活用を家族（または、親族等の信頼できる人）に託す制度です。財産の所有者（委託者）が信頼する家族を受託者として信託契約を締結し、受託者となった家族が代わりにその財産の管理や処分を行います。

アパートについて父Aさんと息子Bさんが信託契約を締結すると、アパートの名義は受託者であるBさんになります。Bさんは受託者として自らアパートの管理を行いますが、そこから生じる収益（家賃）はAさんの生活のために使う義務を負います。契約で定めておけばBさんがアパートを売却することも可能ですが、売却代金はAさんの生活のために管理運用する義務を負うことになります。

また、Aさんが亡くなったあとアパートを誰が引き継ぐかについても契約で決めることができます。認知症対策として非常に有効ですが、複雑な契約の内容をAさんがしっかりと理解することが必要になるため、**認知症を発症する前に**、手続きを行う必要があります。

～家族信託の仕組み～



7. 「住まいの終活」ノートを作成してみましょう

～所有している住宅などの不動産について～

記入日

年 月 日



1) 自分自身のこと

ふりがな

名前 : _____ (旧姓 : _____)

生年月日 : _____
明治・大正・昭和
平成・令和・西暦 年 月 日

住所 : _____
〒 _____
都・道・府・県

本籍 : _____
〒 _____
都・道・府・県

連絡先 : _____

携帯電話番号 : _____

自宅電話番号 : _____

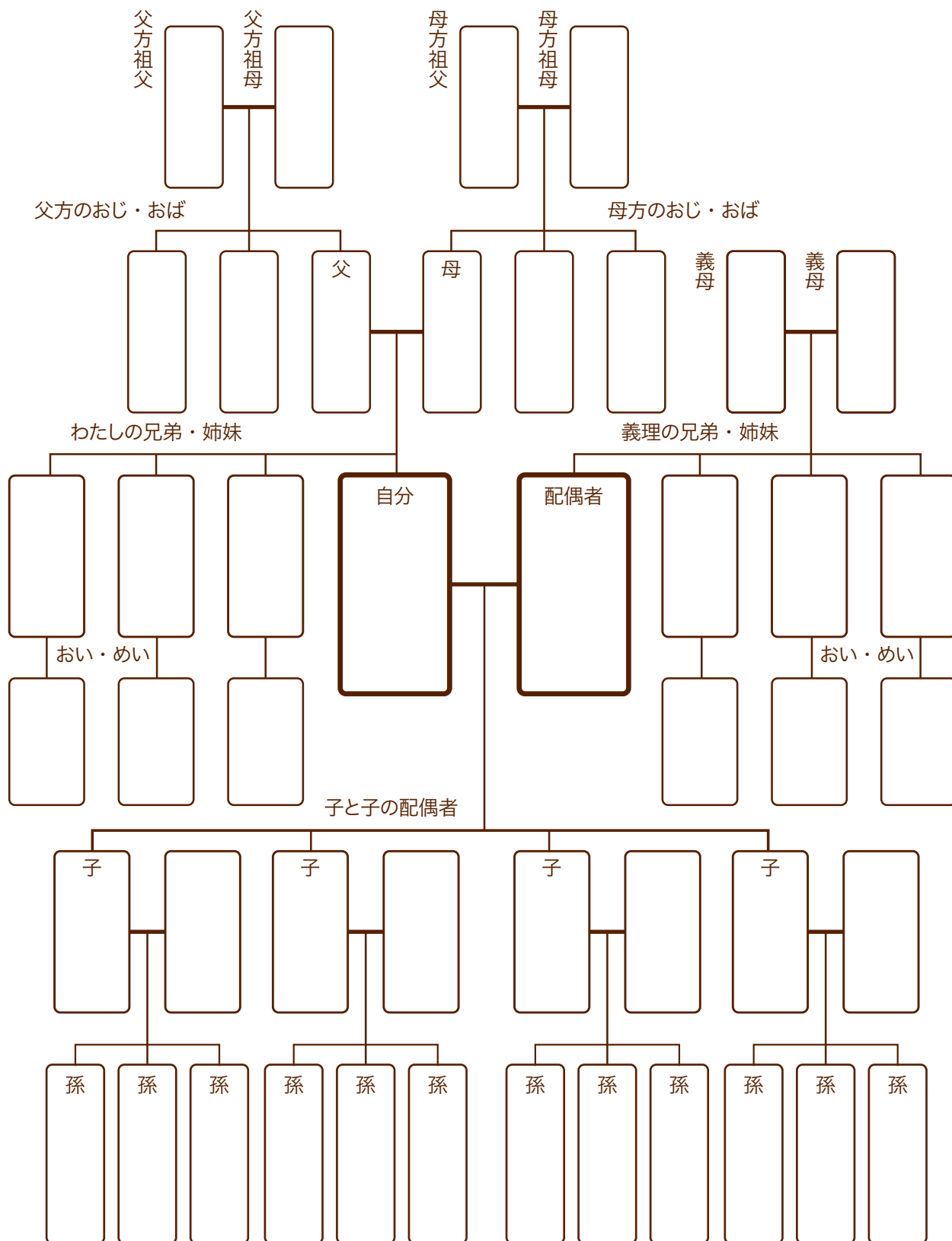
メールアドレス : _____

メモ

2) わたしの家系図

家系図を以下の図にあてはめていきましょう。

※わかる範囲で書いてみましょう。
※自分の出生から現在までの戸籍を用意しておくとい良いでしょう。



3) あなたのお住まいについて

所有している不動産の登記情報を確認しましょう。

不動産(土地・建物)の情報は、**法務局が発行する登記事項証明書(登記簿謄本)**や、**市町村などから通知される固定資産税等納税通知書**で確認することができます。

複数人で所有(共有)している場合は、自分の持分や他の共有者を**登記事項証明書**で確認しましょう。共有者がいる不動産は売買や相続手続きが複雑になる場合があるので、他の共有者と今後の取扱いについて相談を行えると良いでしょう。

●土地について

①所在	②地番	③名義人 共有なら持分も	④地目・地積	現住所 にチェック
				☒
				☒
				☒
				☒
				☒

※地番は住所と違う場合がありますので、書類で確認しましょう。
わからない場合は、法務局の窓口で確認しましょう。

●建物について

①所在	②家屋番号	③名義人 共有なら持分も	④床面積	現住所 にチェック
				☒
				☒
				☒

● 土地の登記事項証明書の例

表 題 部 (土地の表示)		調製 余白	不動産番号 00000000000000
地図番号 余白	筆界特定 余白		
① 所 在	特別区南都町一丁目		余白
② ① 地 番	② 地 目	③ 地 積 m ²	④ 原因及びその日付〔登記の日付〕
101番	宅地	300 00	不詳 〔平成20年10月14日〕
所 有 者 特別区南都町一丁目1番1号 甲 野 太 郎			

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	平成20年10月15日 第637号	所有者 特別区南都町一丁目1番1号 甲 野 太 郎
2	所有権移転	令和1年5月7日 第806号	原因 令和1年5月7日売買 所有者 特別区南都町一丁目5番5号 法 務 五 郎 ③

● 建物の登記事項証明書の例

表 題 部 (主である建物の表示)		調製 余白	不動産番号 00000000000000
所在図番号 余白			
① 所 在	特別区南都町一丁目 101番地		余白
② 家屋番号	101番		余白
① 種 類	② 構 造	③ 床 面 積 m ²	④ 原因及びその日付〔登記の日付〕
居宅	木造かわらぶき2階建	1階 80 00 2階 70 00	令和1年5月1日新築 〔令和1年5月7日〕

表 題 部 (附属建物の表示)			
符 号	①種 類	② 構 造	原因及びその日付〔登記の日付〕
1	物置	木造かわらぶき平家建	〔令和1年5月7日〕
所 有 者 特別区南都町一丁目5番5号 法 務 五 郎			

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	令和1年5月7日 第805号	所有者 特別区南都町一丁目5番5号 法 務 五 郎 ③

4) 家の維持費にどれくらいかかるか考えてみよう

全く利用していない空き家だとしても、その不動産を維持し続けるには様々な費用がかかります。具体的にどのような費用がどれくらいかかるのか整理してみましょう。

今住んでいる家の場合は、水道・電気の基本料金を目安としてみるとよいでしょう。

費用の計算表

固定資産税 年間_____円

都市計画税 年間 円

電気代 月約 円 年間約 円

水道代 月約 円 年間約 円

庭木の剪定、
草取り 年間約 _____ 円

除雪費 年間 回×約 円

旅費交通費 年間____回×約____円
(高速代、ガソリン代)

毎年5月に大館市から送付される「固定資産税
等納税通知書」を参照ください。

親戚やご近所をお願いしている場合は、お礼の品代も加算するとよいでしょう。

遠方の空き家を管理する場合は、航空券代、新幹線代、宿泊代も加算するとよいでしょう。

年間合計 万 円

5) 今のお住まいをどうしたいですか

※ここに記載したことにより、遺言のような法律上の効果は発生しませんのでご注意ください。

現在所有している不動産がある場合、今後の取扱いについてご自身の考えを整理してみましょう。整理した内容をご家族などにお伝えし、その上で専門家と相談しておくことで、いざ不動産を手放す際や、相続が発生した際に手続きがスムーズに進められます。

相続人にとってお金も負担もかかることを意識しましょう！



- 土地について -

自分が生きている間

- ☐ 売りたい 貸したい
- ☐ 亡くなるまで処分しないでほしい
- ☐ その他(

自分が死んだ後、相続する場合

- ☐ 自分が死んだ後、相続人の間で相談してほしい
- ☐ 特定の家族などに引き継がせたい
- ☐ その他()

- 建物について -

自分が生きている間

- ☐ 売りたい 貸したい
- ☐ 亡くなるまで処分しないでほしい
- ☐ その他()

自分が死んだ後、相続する場合

- ☐ 自分が死んだ後、相続人の間で相談してほしい
- ☐ 特定の家族などに引き継がせたい
- ☐ その他()

6) わたしの想い

～住まいのこれからについて、考えてみましょう。～

住まいのことについて、ご自身が生きている間は どうしたいですか？
亡くなったあとは誰に何をしてもらいたいと考えていますか？



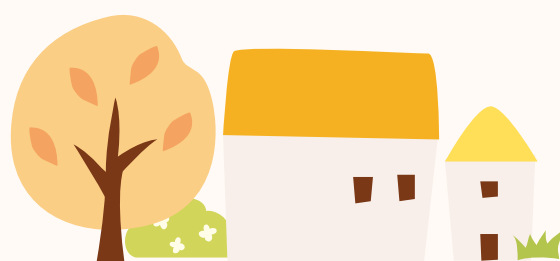
生きている間

亡くなったあと

7) もしもの時の連絡先一覧

「住まいの終活」ノートを読んでほしい人などを書きましょう。

名前とあなたとの関係	住所・電話番号
(フリガナ)	住所 : 〒 —
あなたとの関係()	電話番号 : — —
(フリガナ)	住所 : 〒 —
あなたとの関係()	電話番号 : — —
(フリガナ)	住所 : 〒 —
あなたとの関係()	電話番号 : — —



発行 : 大館市 総務部 危機管理課 (0186-43-7100)

編集／制作 : NPO法人あき活Lab (0186-42-1156)

発行年 : 令和6年7月